

深川市の規程等を準用する規程

昭和55年8月23日

組合訓令第1号

改正 平成14年 5月20日組合訓令第1号
平成31年 3月11日組合訓令第4号
令和 7年 3月24日組合訓令第8号

(趣旨)

第1条 北空知衛生センター組合の運営のために行う深川市の規程等の準用については、他に特別の定めのあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 準用する深川市の規程等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 深川市文書管理規程（平成8年深川市訓令45号）
- (2) 深川市公用文に関する規程（平成10年深川市訓令第3号）
- (3) 深川市情報公開事務取扱要綱（平成10年深川市訓令第9号）
- (4) 深川市個人情報保護事務取扱要綱（令和5年深川市訓令第13号）
- (5) 深川市個人情報保護安全管理規程（令和5年深川市訓令第15号）
- (6) 深川市個人情報の目的外利用等に係る事務取扱要綱（令和5年深川市訓令第47号）
- (7) 深川市情報公開・個人情報保護審査会運営要領（平成10年深川市訓令第4号）
- (8) 深川会計課長事務専決規程（平成5年深川市訓令第13号。課長専決事項については、会計管理者の権限に属する事務に限る。）

2 前項の規定により深川市の規程等を準用する場合において、同項各号に掲げる深川市の規程等のそれぞれの規定中「深川市」とあるのは「北空知衛生センター組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「本市」とあるのは「当組合」と、「企画総務部総務課」及び「企画総務部秘書課」とあるのは「事務局」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、組合長が別に定める。

(令7組合訓令8・全部改正)

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月11日組合訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日組合訓令第8号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。